

別添 2  
健生発 0327 第 2 号  
令和 8 年 3 月 27 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

### 令和 8 年度輸入食品監視指導計画の策定について

本日、食品衛生法( 昭和 22 年法律第 233 号 )第 23 条第 1 項の規定により、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」( 平成 15 年厚生労働省告示第 301 号 ) に基づき、令和 8 年度における食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画( 以下「令和 8 年度輸入食品監視指導計画」という。 ) を別添のとおり定め、同条第 3 項の規定により官庁報告として公表しました。

つきましては、各都道府県等において、国内に流通する輸入食品等に対する監視及び輸入業者に対する指導の際の参考とするとともに、令和 8 年度輸入食品監視指導計画による監視指導の円滑な実施に御協力いただくようよろしく申し上げます。